

指定地域密着型通所介護事業運営規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 秀和会が設置経営する指定地域密着型通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 事業所の指定地域密着型通所介護従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 利用者の意思及び一人一人の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、行政機関、居宅介護支援事業者、介護保険施設、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との綿密な連携に努める。

(運営方針)

第 3 条 事業所において提供する指定地域密着型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、公示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者一人一人の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に据え、個別に地域密着型通所介護計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について解りやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

(事業所の名称)

第 4 条 事業所の名称は次のとおりとする。

鮎川さくら館デイサービスセンター（以下、「事業所」という）

(事業所の所在地)

第 5 条 事業所の所在地は次のとおりとする。

茨城県日立市国分町 3 丁目 12 番 10 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 6 条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 1 人（常勤兼務）

職員及び、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。

2 生活相談員 1 人（常勤職員）

利用者及び家族の生活相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事

業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

3 看護職員 1人（准看護師1名 機能訓練指導員と兼務）

利用者の健康チェック等を行うことにより健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

4 介護職員 2人以上（常勤1人以上、非常勤1人以上）

介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、的確な介助を行う。

5 機能訓練指導員 1人（看護職員と兼務）

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

6 運転手 1人以上

7 事務員 1人以上（特別養護老人ホーム事務員と兼務）

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日～金曜日及び祝日（ただし、12月30日から1月3日までを除く。）

2 営業時間 午前9時～午後6時

3 サービス提供時間 午前9時00分～午後4時15分

（利用定員）

第8条 1日に指定地域密着型通所介護のサービスを提供する定員は老人デイサービスB型を基本とする

18名（痴呆性老人も含む）。

（指定地域密着型通所介護の内容）

第9条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

1 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ 通院の介助その他必要な身体の介護

エ 養護（休養）

2 健康状態の確認

3 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るために各種のサービスを提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション

ウ グループワーク

エ 行事的活動

オ 体操

カ 趣味活動

4 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

5 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・入浴形態
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特殊浴槽による入浴
- ・介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア 衣類着脱
 - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ その他必要な介助

6 食事サービス

- ア 準備、後始末の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ その他必要な食事の介助
- エ 調理

7 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア 日常生活活動に関する訓練の相談、助言
- イ 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ 住宅改修に関する情報提供
- エ 家族介護者教室の開催
- オ その他の必要な相談、助言

（地域密着型通所介護計画の作成等）

第 10 条 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に地域密着型通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った地域密着型通所介護計画を作成する。

2 地域密着型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

（指定地域密着型通所介護の利用料）

第 11 条 事業所が提供する指定地域密着型通所介護の利用料は、介護報酬の公示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（その他の費用）

- 一 食費 …………… 1食当たり 628円以内の実費相当額
- 二 おむつ代 …………… 実費
- 三 日用・消耗品・レクレーション費……………1日あたり 303円
- 三 前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要なものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また併せて、その支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 12 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

日立市

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第 13 条 指定地域密着型通所介護の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- 1 サービスの提供を受けようとする利用者はサービス利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨を申し出ること。
- 2 サービスの提供を受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取扱う際は、職員の指示に従うこと。

（サービスの提供記録の記載）

第 14 条 指定地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持等）

第 15 条 事業所は、職員が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

（記録の整備）

第 16 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、その完結日から 5 年間保存する。

（苦情処理）

第 17 条 提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

- 2 利用者・事業者間の苦情解決を適切に推進するため第三者委員を設置する。

（損害賠償）

第 18 条 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第 19 条 利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 全 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを日立市に通報するものとする。

（身体拘束）

第 20 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（衛生管理）

第 21 条 指定地域密着型通所介護に対する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、感染症の発生、まん延を防ぐために次号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時における対応方法）

第 22 条 指定地域密着型通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じる。

（非常災害対策）

第 23 条 指定地域密着型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

（業務継続計画の策定等）

第 24 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（就業環境の確保）

第 25 条 適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を

超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 26 条 すべての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

二 職種別研修 随時

2 職員等は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときはこれを提示する。

3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金その他必要な記録、帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

2 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日に改正、施行する。

3 この規程は、平成 23 年 2 月 1 日に改正、施行する。

4 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日に改正、施行する。

5 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に改正、施行する。

6 この規程は、令和 3 年 8 月 1 日に改正、施行する。

7 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日に改正、施行する。